

第2章

東日本大震災・東京電力福島第一原子力発電所 事故への対応

第1節

東京電力福島第一原子力発電所 1～4号機の廃止措置等に向けた取組等

1. 東京電力福島第一原子力発電所の 廃炉・汚染水対策の体制強化について

地下貯水槽からの漏えい（2013年4月）、ボルト締め型タンクからの高濃度汚染水の漏えい（同年8月）など、急速に深刻化した汚染水問題について、根本的な解決が急務となり、同年9月、原子力災害対策本部において「東京電力(株)福島第一原子力発電所における汚染水問題に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を決定しました。

この基本方針では、汚染水問題の原因を根本的に断つ対策として、内外の技術や知見を結集し、政府が総力を挙げて対策を実施するための体制を整備しました。具体的には、①原子力災害対策本部の下に、内閣官房長官を議長、経済産業大臣を副議長とした「廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議」（以下「関係閣僚等会議」という。）を設置するとともに、現地における政府、東京電力等の連携と調整を強化するため、②現地に政府職員を常駐させることとし、「廃炉・汚染水対策現地事務所」を設置したほか、③現地における関係者の情報共有体制の強化と関係者間の調整を図る「汚染水対策現地調整会議」を設置しました。

また、2013年9月10日には、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策が喫緊の課題であることに鑑み、「2011年福島第一原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部」の下に、「廃炉・汚染水対策チーム」を設置しました。

さらに、2013年12月に閣議決定された「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」を踏まえ、「東京電力福島第一原子力発電所廃炉対策推進会議」を、関係閣僚等会議に統合するとともに、関連する組織の整理を行うことで、廃炉・汚染水対策にかかる司令塔機能を一本化し、体制の強化が図られています。

30年から40年程度かかると見込まれる東京電力

福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策については、国が前面に立って、より着実に廃炉を進められるよう、技術的観点から支援体制を強化する必要があります。このため、「原子力損害賠償支援機構」を「原子力損害賠償・廃炉等支援機構」に改組し、その業務に「事故炉の廃炉支援業務」を追加すること等を定めた「原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律案」を2014年2月に通常国会に提出し、5月に成立しました。その後、同年8月の新機構発足以降、廃炉等に関し、研究開発の推進、専門技術的な助言・指導、情報提供等を通じ、福島第一原子力発電所の円滑な廃炉の実施に寄与しています。

2. 中長期ロードマップ

東京電力福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策については、関係省庁等において定めた「東京電力(株)福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（以下「中長期ロードマップ」という。）に基づき、取組が進められています。

この中長期ロードマップでは、廃止措置終了までの30年から40年の期間を3つに区分し、各期間の目標工程を設定しています。また、東京電力福島第一原子力発電所の状況や、廃炉に関する研究開発成果等を踏まえ、継続的に見直していくことを原則としており、2011年12月21日の初版の策定から随時改訂してきています。具体的には、2012年7月、2013年6月、2015年6月に改訂しています。

- 2015年6月の改訂のポイントは以下のとおりです。
- (1) リスク低減の重視：長期的にリスクが確実に下がるよう、優先順位をつけて対応
 - (2) 目標工程(マイルストーン)の明確化：地元の声に応え、今後数年間の目標を具体化
 - (3) 徹底した情報公開を通じた地元との信頼関係の強化等
 - (4) 作業員の被ばく線量の更なる低減・労働安全衛生管理体制の強化
 - (5) 原子力損害賠償・廃炉等支援機構(廃炉技術戦略の司令塔)の強化

【第121-2-1】 中長期ロードマップ改訂のポイント

1. リスク低減の重視

スピード重視



リスク低減重視

（スピードだけでなく、長期的にリスクが確実に下がるよう、優先順位を付けて対応）

汚染水、プール内燃料



可及的速やかに対処

燃料デブリ



周到的な準備の上、安全・確実・慎重に対処

固体廃棄物、水処理二次廃棄物



長期的に対処

2. 目標工程（マイルストーン）の明確化



地元の声に応え、今後数年間の目標を具体化

3. 徹底した情報公開を通じた地元との信頼関係の強化等

福島評議会の設置（昨年2月）



コミュニケーションの更なる充実

（廃炉に係る国際フォーラム等）

4. 作業員の被ばく線量の更なる低減・労働安全衛生管理体制の強化

5. 原子力損害賠償・廃炉等支援機構（廃炉技術戦略の司令塔）の強化

原賠・廃炉機構の発足（昨年8月）



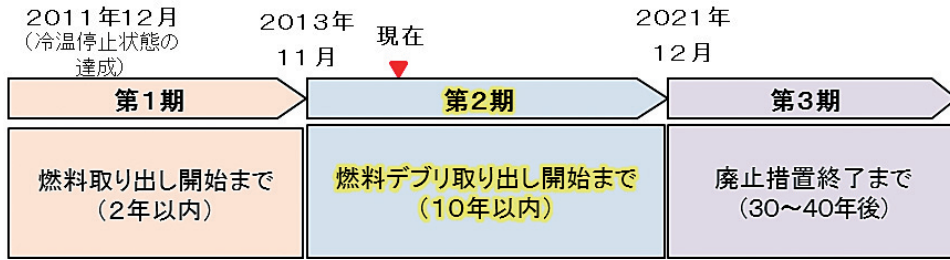
研究開発の一元的管理・国内外の叡智結集

【第121-2-2】 目標工程（マイルストーン）の明確化

■ 大枠の目標（青字）を堅持した上で、優先順位の高い対策について、直近の目標工程（緑字）を明確化

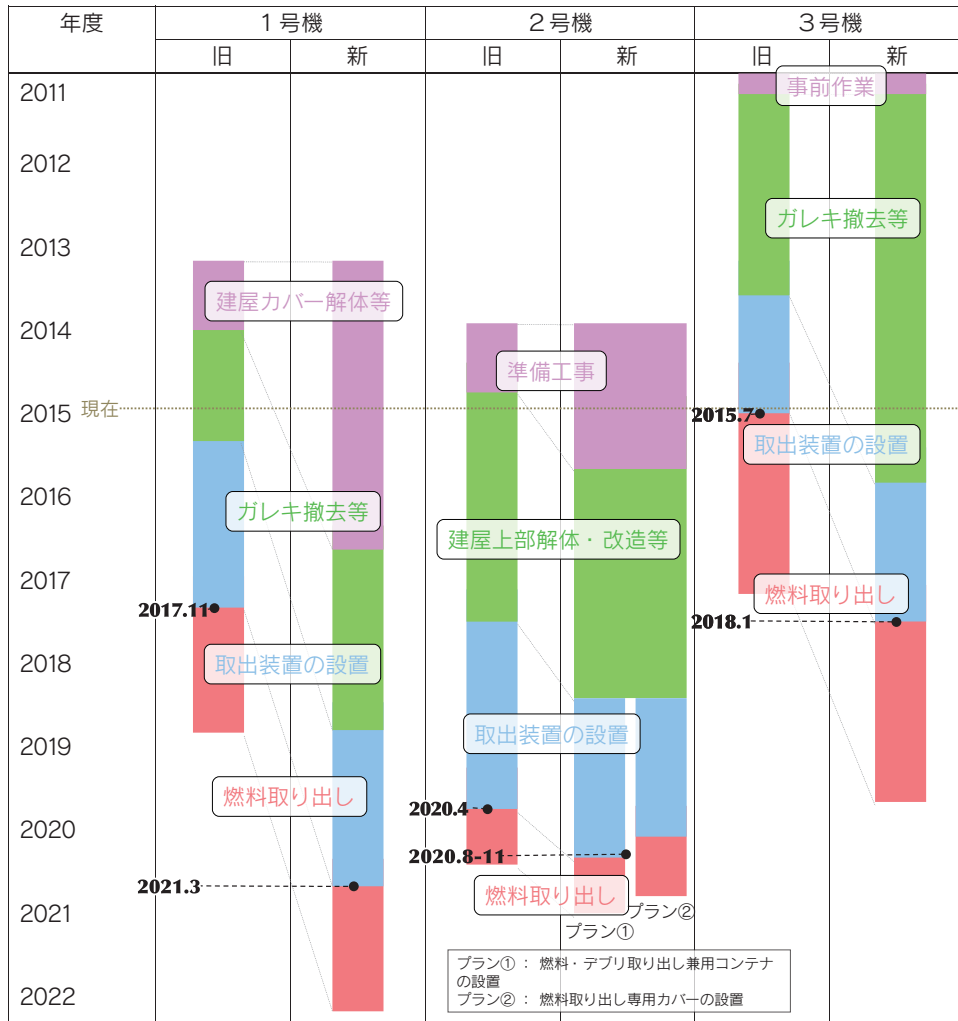
全体	廃止措置終了	30～40年後	
汚染水対策	建屋内滞留水の処理完了 <small>〔冷却水以外の建屋内の水や汚染水の増加量をほぼゼロに〕</small>	2020年内	
	取り除く	敷地境界の追加的な実効線量を1mSv/年未満まで低減 <small>〔被ばくリスクの低減目標達成〕</small>	2015年度
		多核種除去設備処理水の長期的取扱いの決定に向けた準備開始	2016年度上半期
	近づけない	建屋流入量を100m ³ /日未満に抑制 <small>〔汚染水増加量の大幅抑制〕</small>	2018年度
	漏らさない	高濃度汚染水を処理した水の貯水は全て溶接型タンクで実施 <small>〔タンクからの漏えいリスクの大幅低減〕</small>	2016年度早期
滞留水処理	建屋内滞留水中の放射性物質の量を半減 <small>〔建屋からの漏えいリスクの低減〕</small>	2018年度	
燃料取り出し	使用済燃料の処理・保管方法の決定	2020年度頃	
	1号機燃料取り出しの開始	2017年度下半期 → 2020年度	
	2号機燃料取り出しの開始	2020年度上半期 → 2020年度	
	3号機燃料取り出しの開始	2015年度上半期 → 2017年度	
※目標工程の変更要因は、ダストの飛散防止対策、作業員の被ばく線量低減対策等、「安全・安心対策」の実施等によるものが大半。今後、「トラブル」や「判断遅延」に基づく遅れは起こさないように努める旨を明確化。			
燃料デブリ取り出し	号機毎の燃料デブリ取り出し方針の決定	2年後を目途	
	初号機の燃料デブリ取り出し方法の確定	2018年度上半期	
	初号機の燃料デブリ取り出しの開始	2021年内	
廃棄物対策	処理・処分に関する基本的な考え方の取りまとめ	2017年度	

【第121-2-3】東京電力福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ



【第121-2-4】使用済燃料プールからの燃料取り出しにおける工程見直し

使用済燃料プールからの燃料取り出しにおける工程見直し



	プラン①		プラン②		
ア 安全・安心の追加対策	+約17.5ヶ月 例: ダスト飛散防止対策等 (+12ヶ月)		+約3ヶ月 ・干渉物撤去作業の時期見直し		+約16ヶ月 例: 追加線量低減対策 (+14ヶ月)
イ 判明した状況への追加作業	+約13ヶ月 例: 3号機の反映 (+10ヶ月)		+約0.5ヶ月 例: 3号機の反映	-約2.5ヶ月 例: 取出設備の変更	+約3ヶ月 例: プールゲートの追加調査 (+1.5ヶ月)
ウ 複数作業の干渉による中断	+約4.5ヶ月 ・陸側遮水壁との工程調整		+約2ヶ月 ・ミュオン装置設置との工程調整		-
小計	+約35ヶ月		+約5.5ヶ月	+約2.5ヶ月	+約19ヶ月
エ 機器の不具合等のトラブル	+約5.5ヶ月 例: クレーンの不具合等 (+3ヶ月)		-		+約11ヶ月 例: 機器のプール内落下等 (+7ヶ月)
オ 情報不足に因る判断の遅延	-		+約1.5ヶ月 ・撤去する構造物の見直し		-
小計	+約5.5ヶ月		+約1.5ヶ月		+約11ヶ月
合計	+約40.5ヶ月		+約7ヶ月	+約4ヶ月	+約30ヶ月

3. 冷却・冷温停止状態の維持

1～3号機の原子炉には、注水冷却を継続しており、低温での安定状態を維持しています。原子炉の状態は、温度や放射性物質等の計測により監視を継続しています。

4. 汚染水対策等

基本方針では、汚染水問題に関する3つの対策として、①汚染源を「取り除く」、②汚染源に水を「近づけない」、③汚染水を「漏らさない」という方針を定め、対策を講じていくこととしました。

具体的には、①汚染源を「取り除く」対策として、例えば、多核種除去設備(ALPS)による高濃度汚染水の浄化の加速化、国費を活用した、より高性能な多核種除去設備の開発などを進め、2014年10月より高濃度汚染水の浄化を開始しました。また、②汚染源に水を「近づけない」対策としては、例えば、汚染前の地下水を海に放出する地下水バイパスの稼働や、建屋周辺の井戸(サブドレン)からの地下水のくみ上げ、国費による凍土方式の陸側遮水壁の構築などの対策を進めることとしています。さらに、③汚染水を「漏らさない」対策としては、例えば、タービン建屋東側の海側における水ガラスによる地盤改良や、海側遮水壁の設置、タンクからの漏えいリスクを減らすため、ボルト締め型タンクのリプレースや、溶接型タンクの設置などを進めています。

また、基本方針で定められた内容を実現していくため、2013年9月に、技術的難易度が高く、国が前面に立って取り組む必要がある凍土方式の陸側遮水壁とより高性能な多核種除去設備の実現に対する2013年度予備費が閣議決定されました。

この他、具体的なアクションプランとして、国内外の叡智の活用の実施、予防的・重層的な取組の取りまとめ、現場目線での取組、国際的な情報発信の強化を実施することが、2013年9月に開催された関係閣僚等会議で取りまとめられました。これを踏まえ、国際廃炉研究開発組合(IRID)による汚染水対策に関する技術情報の公募が実施され(2013年9月から10月)、計780件の応募が寄せられました。うち約3割が海外からの応募でした。これらの応募内容を踏まえ、有識者から成る「汚染水処理対策委員会」において、地下水や雨水の挙動に関する技術的な検討結果や、汚染水が漏えいするリスクに関する分析・評価結果を盛り込んだ報告書が、同年12月

に取りまとめられました。

この報告書を踏まえ、2013年12月に「東京電力(株)福島第一原子力発電所における廃炉・汚染水問題に対する追加対策」が原子力災害対策本部で決定されています。汚染水問題に対する予防的・重層的な追加対策として、溶接型タンク設置の加速化や2013年度補正予算を活用した技術的難易度が高いもの(港湾内の海水の浄化技術、土壌中の放射性物質の除去技術など)の技術検証などの取組を進めることを決めました。

また、大量貯蔵に伴うリスクが残存するトリチウム水の取扱いについても、同時期に、汚染水処理対策委員会の下に「トリチウム水タスクフォース」を設置し、あらゆる選択肢の総合的な評価を実施するとともに、トリチウムの分離技術についての検証試験事業の公募を実施し、技術検証を進めています。

2015年2月には、K排水路から比較的low濃度の放射性物質を含む水が外洋に流出していたことを受けて、同月末より、流出を抑制するための追加対策(浄化材の設置など)を実施しました。また、国も主体的に関与しながら、東京電力福島第一原子力発電所の敷地境界外に影響を与えるリスクの総点検を実施し、2015年4月28日に点検結果が公表されました。この結果、追加対策が必要なものについては、順次着手しており、適切にフォローアップを図っていきます。また、リスクは、廃炉作業の進捗に応じた環境の変化により、変化していくものであり、抽出されたリスクについては、この変化を適宜反映しながら継続的に管理するとともに、定期的に見直しを行います。

これらの取組を着実に進め、引き続き、予防的・重層的な汚染水問題への対応を進めていきます。

5. 使用済燃料プールからの燃料取出し

当面の最優先課題とされていた4号機使用済燃料プールからの燃料取出しについては、2013年11月より取り出しを開始し、2014年12月に作業が完了しました(2014年12月22日に燃料1,533体全てを共用プールへ移送完了)。

また、3号機については、燃料取り出しに向けて2013年12月より、使用済燃料プール内のガレキ撤去作業が開始されています。1号機については、2014年10月から12月にかけて建屋カバーの屋根パネルを一時取り外し、内部調査を実施しました。2号機については、燃料取り出し工法について検討が進められています。

6. 燃料デブリ取出し

燃料デブリのある1～3号機の原子炉建屋内は線量も高く、容易に人が近づける環境ではないため、遠隔操作機器・装置等による除染や調査を進めています。

その結果、例えば1号機では、2015年2月から5月にかけて、宇宙線ミュオンを利用して燃料デブリの所在を透視する装置が設置され、原子炉内部の状況が測定されました。この調査では、元々燃料が配置されていた炉心位置に、1mを超えるような大きい燃料の塊が確認できなかったことが報告されています。

また、2015年4月、格納容器内1階部分に初めて遠隔調査ロボットが投入され、内部の状況が計測・撮影されました。この調査では、次回調査で投入が計画されている、格納容器底部にある燃料デブリを直接見るための遠隔調査ロボットが1階部分から地下階に進入するための入口部分周辺に干渉物がないことを確認しております。

2号機では、2014年1月、遠隔調査ロボットによってサプレッションチェンバー内部の水位が測定されました。この測定により判明した、サプレッションチェンバー内外の水位差から、2号機のサプレッションチェンバーの漏れい開口面積は約10cm²と見積もられています。

3号機では、2014年1月、がれき撤去作業中の遠隔ロボットにより、1階の床面に流水が観測されました。分析の結果、流水は格納容器内部から出ているものと認められたため、3号機格納容器内の水位は、1階床面付近までであるものと推測されています。

また、2014年1月から4月にかけて、低所用除染装置の実証試験を、1号機及び2号機の原子炉建屋1階で実施し、遠隔操作による除染装置の有効性を確認しました。この他にも、原子炉格納容器の止水など、除染・調査以外の研究開発も進められています。

廃炉に関する技術基盤を確立するための拠点整備も進めており、遠隔操作機器・装置の開発・実証施設(モックアップ施設)については、2013年5月に楢葉南工業団地への立地が決定し、「楢葉遠隔技術開発センター」として2014年9月から建設工事に着工しました。

さらに、国内外の叡智を結集するため、2014年6月には、燃料デブリの取り出し工法や燃料デブリの切削技術等の検討について国際公募を実施し、同年10月には計11事業を採択し、検討が進められています。

7. 作業要員確保

東京電力福島第一原子力発電所では、今後も引き続き、線量の高い環境下での作業が想定されています。このため、作業員の安全を確保しながら、長期にわたって要員を確保していくための取組が進められています。

具体的には、東京電力は、作業環境の改善に向けた線量低減対策として、除染の加速化による全面マスク省略エリアの拡大やガレキ撤去による作業性の向上が行われています。また、厚生施設等の改善として、事務所棟の拡充や大型休憩所、給食センターも設置しました。このほか、作業員の労務費割増分についての増額措置などが行われています。

こうした取組を通じて、作業の安全性の向上等、実施体制の強化に取り組んでいます。

8. コミュニケーションの充実

東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置に向けた取組は、周辺地域の住民の安心・安全に深く関わるものです。また、風評被害を払拭するという観点からも、国内外の叡智を結集して活用するという観点からも、国内外に対して正確な情報を発信し、また、国内外からのご意見を伺い、コミュニケーションを充実させることが重要です。

国際社会とのコミュニケーションとしては、例えば、2013年4月、11月及び2015年2月には、IAEAの専門家からなるレビューミッションを受け入れており、我が国の取組に対しての助言と評価を受けています。2015年2月には、IAEAレビューミッションからは、保管されている汚染水について、より持続可能な解決策が必要であり、トリチウムを含む水について、ステークホルダーとよく協議すべきとの助言を受けるとともに、東京電力福島第一原子力発電所の状況は、4号機からの燃料取り出しが完了するなど、多くの重要なタスクが完了しており、大きく改善しているとの評価を受けています。

また、周辺地域とのコミュニケーションの一環として、2014年2月に、廃炉・汚染水対策チーム事務局長をはじめ、関係省庁、周辺地域の首長や関係団体等を構成員とする廃炉・汚染水対策福島評議会を設置しました。これまで計7回(2015年4月9日時点)開催してきており、周辺地域の方々のご意見を踏まえつつ、廃炉・汚染水対策に係るコミュニケーションの強化等について取り組んでいます。

第2節 原子力損害賠償

1. 原子力損害賠償紛争審査会における原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針等

政府は2011年3月11日の東京電力福島第一、第二原子力発電所事故に関して、原子力損害賠償を円滑に進められるよう、原子力損害の範囲など当事者による自主的な解決に資する一般的な指針の策定等の業務を行うため、原子力損害の賠償に関する法律に基づき、同年4月11日に「原子力損害賠償紛争審査会」(以下「審査会」という。)を設置しました。

審査会においては、被害者の迅速な救済を図るため、原子力損害に該当する蓋然性の高いものから順次、指針として提示することとしており、2011年8月5日に、原子力損害の範囲の全体像を示す「東京電力福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」(以下「中間指針」という。)を策定しました。その間、各省庁に加え、地方公共団体、事業者団体等からヒアリングを行うとともに、17分野76名の専門委員による各分野の被害状況調査を行い、被害状況等の把握に努めました。

その後、審査会では、2011年12月6日に自主的避難等に係る損害に関する中間指針第一次追補、2012年3月16日、政府による避難区域等の見直し等に係る損害についての中間指針第二次追補、2013年1月30日、農林漁業・食品産業の風評被害に係る損害についての中間指針第三次追補を策定しました。

また2013年5月には、審査会委員による現地調査や現地の審査会開催を実施し、そこでの地元のご意見も踏まえ、同年12月26日、中間指針第四次追補を策定しました。これは、避難指示が長期化した場合の住宅の賠償や、精神的損害などについて、賠償の対象となる範囲を示したものです。また、これらの指針に明記されていない損害についても、事故との相当な因果関係がある損害と認められるものは賠償の対象となり、東京電力には、個別具体的な事情に応じた柔軟な対応を求めています。

【第122-1-1】原子力損害賠償紛争審査会委員 (2015年3月現在)

会長	能見 善久	学習院大学 法務研究科 教授
委員	大谷 禎男	弁護士/ 駿河台大学 法科大学院 教授
	大塚 直	早稲田大学大学院 法務研究科 教授
	鎌田 薫	早稲田大学総長、早稲田大学大学院 法務研究科 教授
	草間 朋子	東京医療保健大学 副学長
	高橋 滋	一橋大学大学院 法学研究科 教授
	中島 肇	桐蔭横浜大学 法科大学院 教授/ 弁護士
	野村 豊弘	学習院大学 名誉教授
	米倉 義晴	放射線医学総合研究所 理事長

2. 原子力損害賠償紛争審査会における指針等を踏まえた賠償基準の策定・請求受付の開始

東京電力における原子力損害に係る賠償の基準については、順次策定が行われており、生活の再建のための新たな賠償として、東京電力は2014年4月14日より、移住を余儀なくされた方への一括の精神的損害賠償の受付を開始したほか、同年7月23日には住居確保に係る損害賠償の受付を開始しました。また、同年9月18日には、宅地・田畑以外の土地および立木の賠償、2015年2月25日には家財個別賠償の受付を開始しました。引き続き、被害者の実態に沿った賠償を進めていくこととしています。

また、2013年12月20日には「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」を閣議決定し、復興・再生の加速に向けた取組を進めています。さらに、2015年6月12日には、同閣議決定を改訂し、復興・再生を一層加速していくため、早期帰還支援と新生活支援の深化、事業・生業の再建・自立といった観点から、東京電力には円滑、適切な賠償の実施を求めています。

3. 原子力損害賠償紛争解決センターの取組状況

原子力損害賠償紛争審査会は、今回の東京電力福島第一、第二原子力発電所事故により被害を受けた方々の原子力事業者(東京電力)に対する損害賠償について、円滑、迅速、かつ公正に紛争を解決することを目的として、同審査会の下に「原子力損害賠償紛争解決センター」を設置し、2011年9月、東京都

港区と福島県郡山市の2か所において業務を開始しました。同センターにおいては、事故の被害を受けた方からの申立てにより、仲介委員が当事者双方から事情を聴き取って損害の調査・検討を行い、双方の意見を調整しながら和解案を提示する、和解の仲介業務を実施しています。

同センターでは、2012年2月以降、多くの申立に共通すると思われる問題点に関して一定の基準を示す「総括基準」を順次策定・公開しており、2015年3月末までに14本の総括基準を策定・公開しています。

また、今後の賠償を円滑に進めていく上での参考とするため、センターで実施されている和解仲介手続を広く周知し、和解事例を紹介しています。具体的には、新聞広告で周知するほか、代表的な和解事例を盛り込んだ小冊子を作成し、被害者の方々の手元において頂くため、約21,000部を被災自治体等に配布しました。

さらに、申立案件の審理の迅速化を図るため、仲介委員を280名規模まで増員するなど、センターの体制の強化を図っており、これまで8か月程度要していた審理期間を、6か月程度にまで短縮しました。

4. 原子力損害賠償補償契約に関する法律に基づく措置

政府は、原子力損害賠償補償契約に関する法律に基づき、原子力損害賠償補償契約を原子力事業者と締結しており、地震、噴火等により原子力損害が発生した場合には、この契約に基づく補償金を支払うこととなっています。

東京電力福島第一原子力発電所事故を受け、政府は、2011年11月、原子力損害賠償補償契約に基づき、同発電所分の1,200億円を東京電力へ支払いました。また、東京電力福島第二原子力発電所において発生した原子力事故についても、原子力損害賠償補償契約に基づき、2015年3月に同発電所分の約689億円を東京電力へ支払いました。

5. 原子力損害賠償・廃炉等支援機構

(1) 設立の背景

2011年3月11日の東日本大震災により、東京電力福島原子力発電所事故による大規模な原子力損害が発生したことを受け、同年6月14日に「東京電力福島原子力発電所事故に係る原子力損害の賠償に関する政府の支援の枠組みについて」が閣議決定されま

した。具体的には、政府として、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っていることに鑑み、

- ①被害者への迅速かつ適切な損害賠償のための万全の措置
- ②東京電力福島原子力発電所の状態の安定化・事故処理に関係する事業者等への悪影響の回避
- ③電力の安定供給

の3つを確保するため、「国民負担の極小化」を図ることを基本として、損害賠償に関する支援を行うための万全の措置を講ずることが確認されました。

こうした中、2011年8月10日に原子力損害賠償支援機構法及び関連する政省令が公布・施行され、原子力事業に係る巨額の損害賠償が生じる可能性を踏まえ、原子力事業者による相互扶助の考えに基づき、将来にわたって原子力損害賠償の支払等に対応できる支援組織を中心とした仕組みを構築するため、同年9月12日に原子力損害賠償支援機構が設立されました。

また、東京電力福島第一原子力発電所について、熔融燃料の取り出しや汚染水の処理など廃炉に向けた取組は、完了までに長い期間を要する極めて困難な事業であり、その推進に当たっては、国内外の叡智を結集し、予防的かつ重層的な取組を進める必要があるため、廃炉を適正かつ着実に進められるよう、国が前面に出て、技術的観点からの企画・支援と必要な監視機能を強化する新たな体制の構築に取り組むべく、原子力損害賠償支援機構の業務に、「廃炉関係業務」を追加すること等を定めた「原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律案」を2014年2月に国会に提出し、同年5月に成立しました。同年8月18日に原子力損害賠償支援機構が原子力損害賠償・廃炉等支援機構に改組されました。

なお、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の附則において、原子力損害賠償の実施状況等を踏まえ、原子力損害の賠償に関する法律の改正等の抜本的な見直しを始めとする必要な措置を講ずるものとされています。

(2) 原子力損害賠償・廃炉等支援機構による賠償・廃炉支援の枠組み

①原子力事業者からの負担金の収納

機構は、機構の業務に要する費用に充てるため、原子力事業者から負担金の収納を行います。機構は、毎事業年度、損益計算において利益が生じたときは、原子力損害が発生した場合の損害賠償の支払等に対

応するため、損害賠償に備えるための積立てを行います。

②機構による通常の資金援助

機構に、電気事業、経済、金融、法律、会計に関して専門的な知識と経験を有する者からなる「運営委員会」を設置し、原子力事業者への資金援助に係る議決等、機構の業務運営に関する議決を行います。原子力事業者が損害賠償を実施する上で機構の援助を必要とするときは、機構は、運営委員会の議決を経て、資金援助(資金の交付、株式の引受け、融資、社債の購入等)を行います。

機構は、資金援助に必要な資金を調達するため、政府保証債の発行、金融機関からの借入れをすることができます。

③機構による特別資金援助

(ア)特別事業計画の認定

機構は、原子力事業者に資金援助を行う際に政府の特別な支援が必要な場合、原子力事業者と共に「特別事業計画」を作成し、主務大臣の認定を受けることが必要です。

特別事業計画には、原子力損害賠償額の見通し、

賠償の迅速かつ適切な実施のための方策、資金援助の内容及び額、経営の合理化の方策、賠償履行に要する資金を確保するための関係者(ステークホルダー)に対する協力の要請、経営責任の明確化のための方策等について記載し、機構は、計画作成に当たり、原子力事業者の資産の厳正かつ客観的な評価及び経営内容の徹底した見直しを行うとともに、原子力事業者による関係者に対する協力の要請が適切かつ十分なものであるかどうかを確認します。

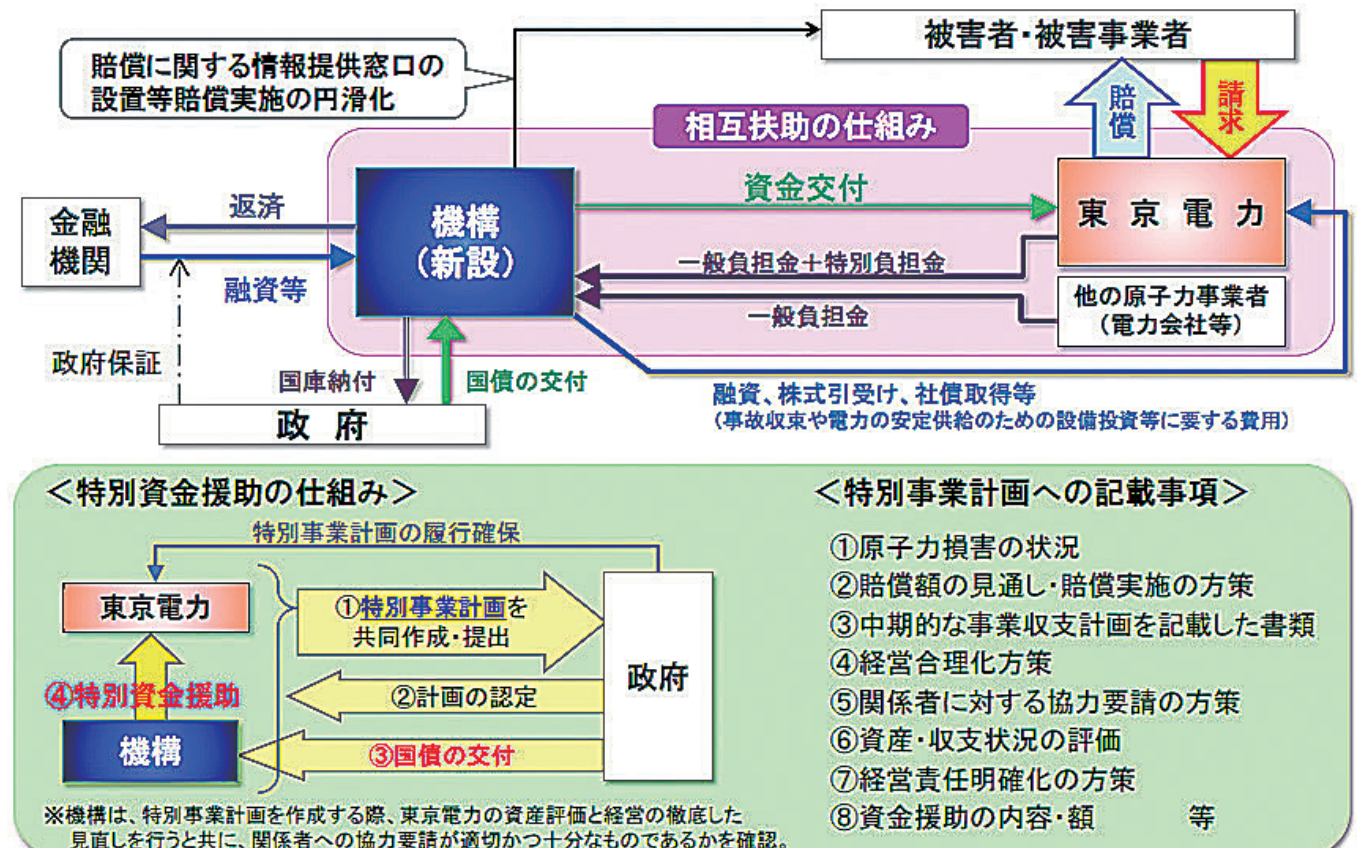
その上で、主務大臣は、関係行政機関の長への協議を経て、特別事業計画を認定することとなります。

(イ)特別事業計画に基づく事業者への資金援助

特別事業計画の認定後、政府は、機構による特別事業計画に基づく資金援助(特別援助)を実施するため、機構に国債を交付し、必要に応じて、機構は政府に対し国債の償還を求め(現金化)、原子力事業者に対し必要な資金を交付します。

政府は、国債が交付されてもなお損害賠償に充てるための資金が不足するおそれがあると認めるときに限り、予算で定める額の範囲内において、機構に対し、必要な資金の交付を行うことができます。

【第122-5-1】原子力損害賠償支援機構による賠償支援



(ウ) 機構による国庫納付

原子力事業者は、機構の事業年度ごとに、機構の業務に要する費用に充てるため、機構に対し、一般負担金を納付します。特別事業計画の認定を受けた原子力事業者は、一般負担金に加えて、特別負担金を納付します。

機構は、負担金等を原資として国債の償還額に達するまで国庫納付を行います。

ただし、政府は、負担金によって電気の安定供給等に支障を来し、または利用者に著しい負担を及ぼす過大な負担金を定めることとなり、国民生活・国民経済に重大な支障を生ずるおそれがある場合、予算で定める額の範囲において、機構に対し、必要な資金の交付を行うことができます。

(エ) 損害賠償の円滑化業務

機構は、損害賠償の円滑な実施を支援するため、(i) 被害者からの相談に応じ必要な情報の提供及び助言を行うとともに、(ii) 原子力事業者が保有する資産の買取り、及び(iii) 賠償支払の代行(原子力事業者からの委託を受けて賠償の支払、国または都道府県知事の委託を受けて仮払金^(注)の支払)を行うことができます。

注)「平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律」(平成23年法律第91号)に基づく国による仮払金

④ 廃炉等を実施するために必要な技術に関する研究及び開発の企画・推進

機構は、廃炉等技術委員会の議決及び主務大臣の認可を経て、「廃炉等を実施するために必要な技術に関する研究及び開発に関する業務を実施するための方針」を定めました。この方針に基づき、廃炉を実施するために必要な技術に関する研究及び開発の企画、調整及び管理に関する業務を実施しています。

まずは、政府が主導する研究開発事業について、2014年度に実施された事業の評価を行うとともに、2015年度に実施する事業の企画に参画しています。

⑤ 廃炉等の適正かつ着実な実施の確保を図るための助言、指導及び勧告

機構は、今後の廃炉を適確かつ着実に実施する観点から、中長期的視点から専門的・持続的な技術検討を行い、「東京電力(株)福島第一原子力発電所の廃炉のための技術戦略プラン」を策定しました。中長期的に重要な課題となる、溶け落ちた核燃料の取り出しや廃棄物の対策について、重点を置いています。

引き続き、現場の状況や研究開発の成果を踏まえ、廃炉戦略を絶えず見直し、実効性を高めていくとともに、使用済み燃料の取り出しや汚染水の対策についても、事故収束に向けた技術的な観点から、助言、指導、勧告を行います。

6. 特別事業計画認定の経緯

- ①2011年11月4日に特別事業計画を認定
(緊急特別事業計画の認定)
- ②2012年2月13日に認定特別事業計画の変更認定
(緊急特別事業計画の一部変更認定)
- ③同年5月9日に認定特別事業計画の変更認定
(総合特別事業計画の認定)
- ④2013年2月4日に認定特別事業計画の変更認定
(総合特別事業計画の一部変更認定)
- ⑤同年6月25日に認定特別事業計画の変更認定
(総合特別事業計画の一部変更認定)
- ⑥2014年1月15日に認定特別事業計画の変更認定
(新・総合特別事業計画の認定)
- ⑦同年8月8日に認定特別事業計画の変更認定
(新・総合特別事業計画の一部変更認定)
- ⑧2015年4月15日に認定特別事業計画の変更認定
(新・総合特別事業計画の一部変更認定)

政府は、東京電力による迅速かつ適切な賠償の実施を確保するため、2011年11月に機構及び東京電力により政府宛申請された特別事業計画を初めて認定しました。政府は、東京電力による迅速かつ適切な賠償の実施や経営合理化等を含む改革を着実に実施するため、2012年5月には、認定特別事業計画の変更の認定(「総合特別事業計画」の認定)を行いました。当該計画においては、その時点での要賠償額の見通し2兆5,462億7,100万円から、原子力損害の賠償に関する法律第7条第1項に規定する賠償措置額として既に東京電力が受領している1,200億円を控除した金額2兆4,262億7,100万円を、損害賠償の履行に充てるための資金として交付することとしていました。その後、新たな賠償基準の策定等により、要賠償額が増額する見通しとなったため、政府は、2013年2月及び6月に、それぞれ認定特別事業計画の変更(総合特別事業計画の一部変更)の認定を行いました。その後、同年12月に原子力災害対策本部決定・閣議決定された「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」において、国と東京電力の役割分担が明確化されたこと等を受けて、政府は、2014年1月、認定特別事業計画の変更認定(「新・総合特別事

業計画」の認定)を行いました。当該計画において、東京電力は、「責任と競争」の両立を基本に、東京電力グループ全体として賠償、廃炉、福島復興等の責務を全うしていくとともに、電力の安定供給を貫徹しつつ、電力システム改革を先取りした新たなエネルギーサービスの提供と企業価値向上に取り組むこととしています。なお、当該計画では、機構は東京電力に対し、「新・総合特別事業計画」申請時点(2013年12月27日)の要賠償額の見通しから前述の1,200億円を控除した金額4兆4,788億4,400万円を、損害賠償の履行に充てるための資金として交付することとしていました。その後、新たな賠償基準の策定等により、要賠償額が増額する見通しとなったため、政府は2014年8月8日及び2015年4月15日に新・総合特別事業計画の一部変更の認定を行いました。最新の当該計画における交付の時期については、要賠償額から1,889億2,666万円を控除した5兆9,362億8,733万円のうち、既に機構が交付した約4兆7,313億円を控除した金額を、2016年度までに交付する予定となっています。

<新・総合特別事業計画のポイント>

(2014年1月15日認定、2014年8月8日、2015年4月15日一部変更認定)

①原子力損害の賠償

現時点における要賠償額の見通しは6.1兆円となっているが、東電は、事故の原因者として被害者の方々に徹底して寄り添うとともに、賠償額の増加にとらわれず、最後の一人まで賠償を貫徹することを約束する。

引き続き約1万人体制で「迅速かつきめ細やかな賠償」を徹底するとともに、原子力損害賠償紛争解決センターによる和解仲介案を尊重する。また、未請求者の方々に對して、ダイレクトメール、電話連絡、戸別訪問に加え、2013年度中にマス広告による呼びかけも行う。

②福島復興に向けた取組

福島復興本社の設立(2013年1月)以降、東京電力は、「10万人派遣プロジェクト」により、社員一人ひとりが、被災現場や避難場所に足を運び、被害者の方々や、地元自治体のご意見・ご要望を地道に承り、除染や復興の推進活動に全力を注いできた。

今後はさらなる福島復興の加速化に向け、東電は、「10万人派遣プロジェクト」による社員の派遣を継続し、特に生活環境の整備や農業漁業商工業の再開

支援へのご協力などに人的・技術的資源を集中投入する。また、福島復興本社における企画立案機能のさらなる強化等のため、500人規模の管理職の福島専任化を行い、国や自治体との連携加速、産業基盤の育成や雇用創出に主体的に取り組む。加えて、同社は、今後帰還される住民に先立って、Jヴィレッジから避難指示区域内に移転する。

さらに、復興の中核となる産業基盤の整備や雇用機会の創出に向け、国と連携して「先端廃炉技術グローバル拠点構想」の実現に尽力するほか、世界最新鋭高効率石炭火力の建設を進めるなど、人材面・技術面・資金面において東電自らの資源を積極的に投入する。

③事故炉の安定収束・廃炉と原子力安全

東京電力は、福島第一原子力発電所の汚染水問題への対応を真摯に反省し、ハード・ソフト両面の対策、現場のモチベーション向上策などを総合的に実施する。加えて、1兆円超の追加支出枠を合理化などによって捻出するほか、多核種除去設備(ALPS)増強によるRO濃縮塩水の浄化(トリチウム以外)、福島第一原子力発電所5・6号機の廃炉及びモックアップ実機試験への活用を行う。

また、国のガバナンスの下で廃炉・汚染水対策を国家的プロジェクトとして完遂するため、原子力部門から独立した「福島第一廃炉推進カンパニー」を創設し、事故対処に集中できる体制を整備するとともに、我が国の専門的知見を有する社内外の人材の積極的な活用により、廃炉等に係る技術的課題を克服できるよう、オールジャパンの体制で取り組む。

これらにより、東京電力は、廃炉・汚染水対策について事故後の緊急的な対応を改め、国とともに30～40年にわたる長期的な廃炉作業を、緊張感を持って着実に進めていく。また、事故炉の廃炉対策など技術開発や人材育成を通じて広く世界に貢献するため、国とともに廃炉や原子力安全に関する研究開発のための国際的プラットフォームの整備を進める。

さらに、従来の安全文化・対策に対する過信と傲りを一掃し、不退転の覚悟を持って原子力部門の安全改革に取り組むことで、世界最高水準の安全意識と技術的能力、社会との対話能力を有する原子力発電所運営組織を実現していく。

④経営の合理化のための方策

東京電力は、2012年4月の総特策定後、外部専門家を活用した調達改革、リスク限度の精緻化・見直しな

どに踏み込んだ抜本的な合理化を断行し、計画を上回る成果を挙げつつある。また、社内カンパニー制・管理会計を導入し、全社へのコスト意識の徹底を図ってきた。今後もこれらを徹底し、総特目標に1.4兆円上積みし、10年間累計で4.8兆円のコスト削減を目指す。

こうした合理化を始めとする様々な経営努力により、自己資本比率を高め、2016年度中の公募社債市場への復帰を目指す。

⑤HDカンパニー制の下での事業運営の方向性

今後の競争激化や震災後の節電の定着などを踏まえると、事業基盤である電力需要の中期的な減少リスクは否定できない。このような前提の下、東電は、HDカンパニー制を活用した徹底的なビジネスモデルの改革を推進する。

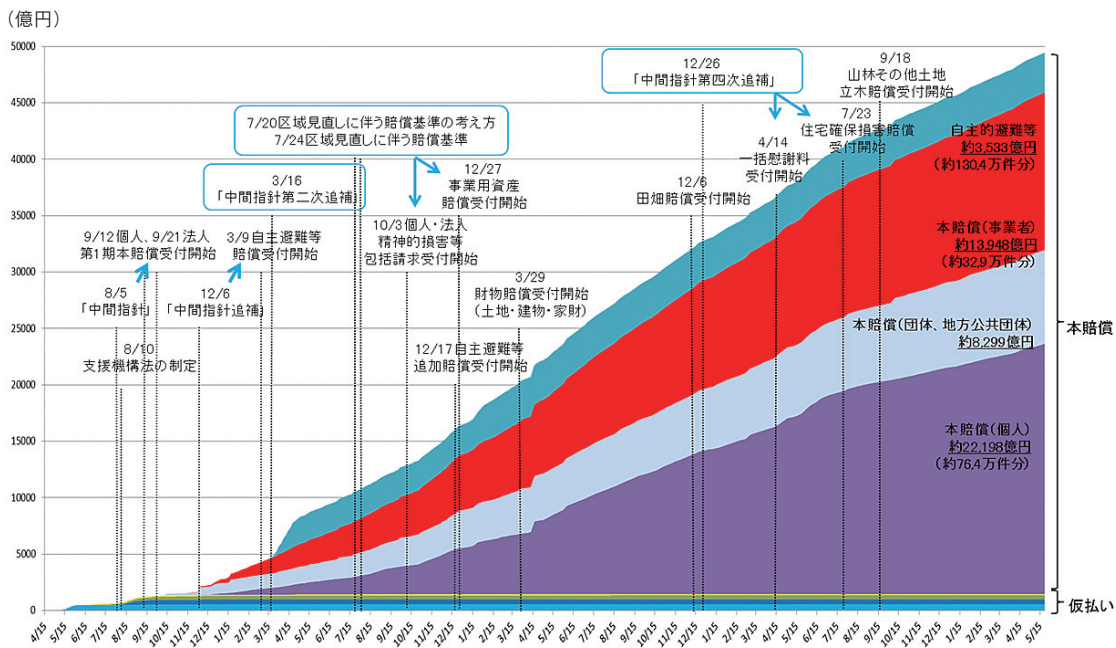
具体的には、福島復興本社と廃炉を含む原子力事

業、グループ本社機能を持つ持株会社の下に、燃料・火力、送配電、小売の各事業子会社を設置する。これにより、持株会社は、経営層によるグループ全体のマネジメントを行うとともに、賠償、廃炉、福島復興に責任を持って取り組み、東電グループとして「事故責任の貫徹」を堅持する。また、各事業子会社は、事業の特性に応じた事業戦略を実現し、我が国経済全体に貢献しつつ、企業価値を向上させる。

7. 賠償の実績及び業務の改善

東京電力は、原子力損害賠償紛争審査会による中間指針等を踏まえ、精神的損害賠償、財物賠償、営業損害に係る賠償などを実施しており、2015年5月22日現在で、約4兆9,499億円の支払いが行われています。

【第122-7-1】東京電力による損害賠償の仮払い・本賠償の支払状況(2015年5月22日現在)



第3節 原子力被災者支援

東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故の発生から4年が経過しましたが、福島県内の避難状況については、2015年3月31日時点で、福島県全体の避難者数は約12万人であり、このうち、避難指示区域からの避難者数は約7.9万人、既に指示が解除された区域（旧避難指示区域・旧緊急時避難準備区域）からの避難者数は約2.0万人という状況です。

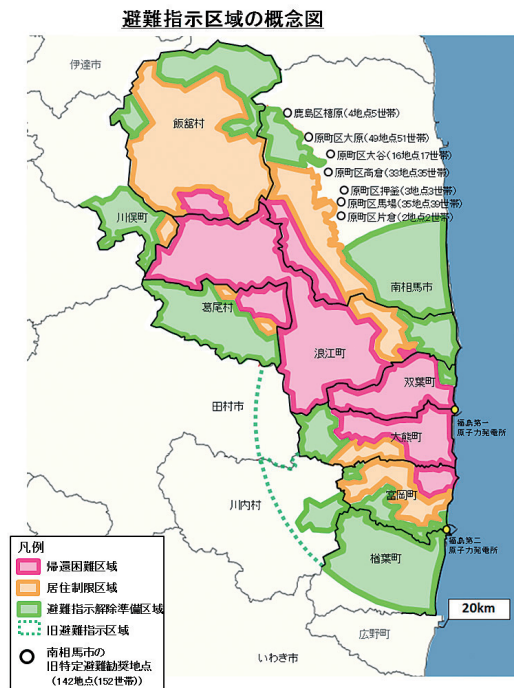
政府は2013年12月に「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」を策定し、早期帰還支援と新生活

支援の両面での支援、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策の強化、国と東京電力の役割分担の明確化について、方向性を提示しました。その後、指針に沿って取組を進め、福島復興・再生は着実な進展を見せています。具体的には、田村市及び川内村について避難指示の解除が実現し、住民の方々の故郷への帰還が可能となりました。また、南相馬市の特定避難勧奨地点全142地点・152世帯が解除されました。

このように具体的な進展が見られるものの、復興の進捗にはばらつきがあり、未だ復興に向けた道筋が見えないとの声が依然として地元が存在していることも

現実です。また、事故発生から4年以上の長期にわたり避難状態が継続していることに伴う課題も顕在化してきています。一日も早い住民の方々の生活再建や地域の再生を可能にしていくためには、こうした実態に向き合い、これまで以上に対策を加速・充実し、様々な課題に迅速に対応していく必要があります。このような状況を踏まえ、原子力災害からの福島の復興・再生を一層加速していくため、2015年6月に「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」を改訂し、必要な対策の追加・拡充を行うこととしました。具体的には、早期帰還支援と新生活支援の両面の対策を深化させるとともに、事業・生業や生活の再建・自立に向けた取組を拡充することとしています。

【第123-1-1】避難指示区域の概念図 (2015年3月31日現在)



1. 避難指示区域等

2014年4月1日に田村市で初の避難指示区域の解除を行い、同年10月1日に川内村の一部でも避難指示区域の解除を行いました。また、川内村、伊達市に続いて、同年12月28日に南相馬市において特定避難勧奨地点(避難指示区域の外側に存在するが、スポット的に年間積算線量が20mSvを超えると推定され、指定された地点)の指定解除を行い、特定避難勧奨地点全ての解除を行いました。

故郷への帰還を望む住民の方々の思いに応えるため、引き続き、他の市町村についても避難指示区域の解除に向けた調整を行っていくこととしています。

【第123-1-2】市町村の避難指示区域の見直し及び解除について (2015年1月1日現在)

【新たな避難指示区域】(2011年12月26日原子力災害対策本部決定)

- 2013年8月8日までに11市町村全てで避難指示区域を3つの区域(避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域)に再編
- ・ 避難指示解除準備区域：年間積算線量20ミリシーベルト以下となることが確認された地域。
 - ・ 居住制限区域：現時点からの年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあり、引き続き避難を継続することを求める地域。
 - ・ 帰還困難区域：事故後6年を経過してもなお、年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれのある、現時点で年間積算線量が50ミリシーベルト超の地域。
- ※基準となる年間積算線量は、全ての市町村において2012年3月31日時点のもの。

【避難指示区域の解除の要件】(2011年12月26日原子力災害対策本部決定)

- ①空間線量率で推定された年間積算線量が20ミリシーベルト以下になることが確認されたこと
- ②電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など日常生活に必須なインフラや医療・介護・郵便などの生活関連サービスが概ね復旧すること、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗すること
- ③県、市町村、住民との十分な協議

【避難指示区域の解除を実施した市町村(日付は施行日)】

2014年	4月1日	田村市
	10月1日	川内村(避難指示解除準備区域の解除。居住制限区域は同日付で避難指示解除準備区域に見直し。)

【特定避難勧奨地点の指定解除】(2012年3月30日原子力災害対策本部決定)

事故発生後1年間の積算線量が20ミリシーベルトを超えると推定されるとして設定された特定避難勧奨地点については、解除後1年間の積算線量20ミリシーベルト以下となることが確認された場合には、解除することとする。

【特定避難勧奨地点の指定解除を実施した市町村】

2013年	12月14日	川内村 1地点、伊達市 117地点
2014年	12月28日	南相馬市 142地点

2. 帰還に向けた安全・安心対策

国としては、2013年12月に閣議決定された「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」において、住民

の方々の自発的な活動を支援する以下を柱とした総合的・重層的な防護措置を講じることとしています。

- ・ 国が率先して行う個人線量水準の情報提供、測定の結果等の丁寧な説明なども含めた個人線量の把握・管理

- ・個人の行動による被ばく低減に資する線量マップの策定や復興の動きと連携した除染の推進などの被ばく低減対策の展開
- ・保健師等による身近な健康相談等の保健活動の充実や健康診断等の着実な実施などの健康不安対策の推進
- ・住民の方々にとって分かりやすく正確なリスクコミュニケーションの実施
- ・帰還する住民の方々の被ばく低減に向けた努力等を身近で支える相談員制度の創設、その支援拠点の整備

【第123-1-3】「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂のポイント

改訂のポイント① 早期帰還支援・新生活支援の両面の取組の深化

(1) 早期帰還支援

- 避難指示解除準備区域・居住制限区域について、遅くとも事故から6年後(2018年3月)までに避難指示を解除できるよう、環境整備を加速
- 避難指示解除時期に関わらず、事故から6年後解除と同等の精神的損害賠償の支払い
- 旧緊急時避難準備区域等への復興施策の展開
- 一層のきめ細かな放射線防護対策
(リスクコミュニケーション施策のフォローアップや強化など)
- 除染のさらなる加速化、汚染廃棄物の処理、中間貯蔵施設への迅速な搬入に向けた取組(地権者への丁寧な説明、人員体制の確保など)

(2) 新生活支援

- 復興拠点の迅速な整備に向けた支援策の柔軟活用・ワンストップ対応
- 帰還困難区域における復興拠点となる地域について、区域の見直し等を早急に検討
- 「福島イノベーション・コースト構想」の具体化
- 「福島12市町村の将来像」の今夏の策定、具体化・実現に向けた速やかな取組
- JR常磐線のできるだけ早期の全線開通
- 新生活に必要な十分な賠償の円滑な支払い

改訂のポイント② 事業・生業や生活の再建・自立に向けた取組の大幅な拡充

2015・2016年度の2年間に、特に集中的に支援を展開。原子力災害により生じている損害の解消を図る。

(1) 自立支援策を実施する新たな主体の創設

- ▶ 新たな支援主体(官民が一体となったチーム)を創設し、まずは避難している事業者(約8,000社)への個別訪問・相談支援を実施。
- ▶ 本年末をめどに取組状況を再点検し、上記支援主体のあり方や、自立支援施策の拡充について検討を行う。

(2) 各種支援施策の充実

- ▶ 以下に掲げる施策について2015年度の支援策の最大限の活用
 - ① 事業・生業の再建・自立や働く場の確保
 - ② 人材の確保
 - ③ 農林水産業の再生
 - ④ 風評被害対策、農林水産物・食品輸入規制・渡航制限等の撤廃・緩和
 - ⑤ 販路の開拓
 - ⑥ 商業・小売店等の買い物環境の整備
 - ⑦ 医療・介護・福祉施設の再開
- ▶ 2016年度以降についても、12市町村での事業・生業の再建が可能となるよう、支援策の充実を図る

(3) 営業損害・風評被害への賠償等に関する対応

- ▶ 特に集中的に自立支援策の展開を行う2年間に、東電が、営業損害・風評被害への賠償について適切な対応や国の支援展開への協力を行うよう、また、その後は、個別の事情を踏まえて適切に対応するよう、国が東電を指導。

このような対策を通じ、住民の方々が帰還し、生活する中で、個人が受ける追加被ばく線量を、長期目標として、年間1ミリシーベルト以下になることを引き続き目指していくこととしています。また、線量水準に関する国際的・科学的な考え方を踏まえた我が国の対応について、住民の方々に丁寧に説明を行い、正確な理解の浸透に努めています。2015年6月に閣議決定した「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」の改訂においても、前述の総合的・重層的な防護措置の取組を今後とも国が、将来にわたり責任をもって、きめ細かく着実に講じていくこととしています。

3. 福島・国際研究産業都市構想 (イノベーション・コースト構想)

福島浜通り地域の多くでは、これまで原子力関連企業の事業活動が地域経済の大きな部分を担ってきましたが、震災、原子力災害により産業基盤の多くが失われました。今後、住民の経済的自立と地域経済の復興を実現していくためには、その前提となる東京電力福島第一原子力発電所事故の収束なども進めながら、新技術や新産業を創出していくことが求められています。

そうした中、原子力災害現地対策本部長の私的懇談会として、福島県副知事をはじめ、地元市町村長、有識者、関係府省で構成される「福島・国際研究産業都市(イノベーション・コースト)構想研究会」が2014年1月に立ち上げられ、同年6月に報告書がとりまとめられました。本構想は、廃炉の研究開発拠点、ロボットの研究・実証拠点などの整備、これらを支える「まちづくり」を含んだ幅広い構想です。

本構想の具体化に向けて、構想の主要プロジェクトのうち、更に検証・検討が必要な①ロボット研究・実証拠点、②国際産学連携拠点、③スマート・エコパークについて、関係省庁、福島県庁、有識者等を中心に、採算性や事業面での実現可能性など技術的な視点から検討を行う個別検討会がそれぞれ2014年11月に開催されました。また、構想の具

体化に当たっては、国、福島県、市町村が単独で成し遂げることは難しく、この3者をはじめ関係者が一体となって取組を進めていく必要があります。このため、個別検討会における検討状況の報告、その他構想具体化に向けた進捗状況を共有しつつ、構想の実現に向けた方策について意見交換等を行うため、原子力災害現地対策本部長を座長として、福島県知事、地元市町村長、有識者、関係省庁で構成される「イノベーション・コースト構想推進会議」が同年12月に開催されました。2015年6月に閣議決定した「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」の改訂においても、本構想についての検討等も踏まえつつ、中長期・広域の視点で、福島12市町村の将来像を2015年夏に策定すること、また、国・県・その他関係する主体でよく連携して将来像の個別具体化・実現に向けて速やかに取り組むこととしています。

4. 除染の実施

東日本大震災に伴う原子力発電所の事故によって放出された放射性物質による環境の汚染が生じており、これによる人の健康または生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することが喫緊の課題となっています。こうした状況を踏まえ、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）が可決・成立し、2011年8月30日に公布されました。

2011年11月11日には「放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針」が閣議決定され、環境の汚染の状況についての監視・測定、事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理、土壌等の除染等の措置等に係る考え方が取りまとめられ、関係者の連携の下、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康または生活環境に及ぼす影響が速やかに低減されるよう、また、復興の取組が加速されるよう、同方針に基づき取り組むこととしています。放射性物質汚染対処特措法に基づき、国が除染を実施する除染特別地域においては、市町村ごとに策定する特別地域内除染実施計画に従って事業を進めることとしており、福島県の11市町村（田村市、楡葉町、川内村、南相馬市、飯舘村、川俣町、葛尾村、浪江町、大熊町、富岡町及び双葉町）について、同計画を策定しました。2014年度までに、田村市、楡葉町、川内村及び大熊町の全体並びに葛尾村及び川俣町の宅地部分

並びに常磐自動車道については同計画に基づく除染が終了し、飯舘村の宅地部分でも概ね終了しました。川俣町及び葛尾村の宅地以外並びに南相馬市、飯舘村、浪江町、富岡町及び双葉町については、同計画に基づき除染作業を実施中です。また、市町村が中心となって除染を実施する汚染状況重点調査地域においては、市町村が除染実施計画を策定し、除染事業を進めることとされており、8県94市町村において除染実施計画が策定され（2015年3月末現在）、各地で除染作業が進められています。これらについては、公共施設等の8割以上で除染が実施されるなど着実な進捗が見られており、計画した除染が終了した市町村も見られるところです。

環境省においては、放射性物質汚染対処特措法が2012年1月に全面施行されたことに伴い、福島県等における除染を推進するために、同月、福島環境再生事務所を開所し、体制の整備を行いました。また、除染に関する情報発信の拠点として、福島県と共同で除染情報プラザを設置しました。

また、福島県内では、除染に伴う放射性物質を含む土壌や廃棄物等が大量に発生し、現時点でこれらの最終処分する方法を明らかにすることは困難であることから、最終処分するまでの間、安全に集中的に管理・保管する施設として中間貯蔵施設の整備を進めているところです。

2013年12月には、福島県及び地元町に対して、中間貯蔵施設の設置の案を提示して受入れの要請を行い、その後、地元からの了解を得て、住民説明会を2014年5月から6月にかけて開催し、そこで頂いたご意見を踏まえた政府の取組を、福島県・大熊町・双葉町にお示ししました。その後、同年9月には福島県から、同年12月には大熊町から、2015年1月には双葉町から施設の建設を受入れていただきました。同年2月に福島県に対し、施設への搬入の開始に当たって確認が必要な5項目に係る取組状況等を説明し、搬入について、速やかな判断をお願いしました。同年2月25日には、福島県並びに大熊町及び双葉町から搬入の受入れについて国に伝達があり、福島県、大熊町及び双葉町並びに環境省の間で安全協定を締結しました。同日に、大熊町及び双葉町から搬入開始を3月12日以降にすること等について申入れがありました。この申入れを重く受け止め、3月13日に大熊町の仮置場から、3月25日に双葉町の仮置場から中間貯蔵施設内の保管場への除去土壌等のパイロット輸送^(注)を開始しました。

これらの取組と並行して、環境省として連絡先を

把握している全ての地権者に連絡を取り、順次個別訪問や物件調査等を進めるとともに、連絡先が不明の地権者についても戸籍簿等による調査を進めてきました。今後も、地権者を始めとした地元の方々への丁寧な説明を尽くし、その御理解を得ながら、安全に万全を期して中間貯蔵施設の整備や施設への除去土壌等の搬入を進めていきます。

(注) 大量の除染土壌などを輸送する本格的な搬入に向けて、安全かつ確実に実施できることを確認するため、おおむね1年間実施。

第4節 原子力規制

1. 原子力規制行政に対する信頼の確保

原子力規制委員会は、東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえて設置された経緯を踏まえ、国民からの信頼性の向上に向けて、継続的に原子力規制行政の信頼の確保に取り組んでいくことが極めて重要であると認識しています。原子力規制委員会は、原子力利用に対する確かな規制を通じて、人と環境を守るという使命を果たすため、科学的・技術的見地から、公正・中立に、かつ独立して意思決定を行うこと、その際、多様な意見を聴くことによって独善的にならないように留意すること、形式主義を排し、現場を重視する姿勢を貫き、真に実効ある規制を追求すること、意思決定のプロセスを含め、規制に関わる情報の開示を徹底し、透明性を確保することを組織理念として、様々な政策課題に取り組んでいます。

(1) 独立性・中立性・透明性の確保、コミュニケーションの充実

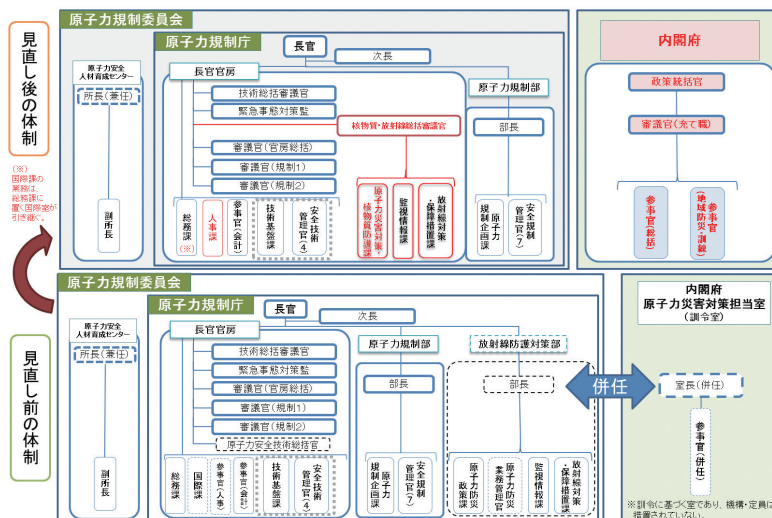
2013年度に引き続き、原子力規制委員会は、組織

理念に基づき科学的・技術的見地から、公正・中立に、かつ独立して意思決定を行いました。同時に、外部とのコミュニケーションの充実のため、各種検討会合等において外部有識者を構成員に含め、その知見を活用するとともに、それ以外の専門家や関係事業者からのヒアリングも積極的に実施しました。さらに、原子力規制委員会は、行政手続法(平成5年法律第88号)に基づくパブリックコメント及び同法に基づかない任意のパブリックコメントを計14件実施し、広く国民の意見を募集しました。また、九州電力川内原子力発電所(以下「川内原子力発電所」という。)の原子炉設置変更許可後には、立地自治体である鹿児島県内の市町計5か所で開催された住民説明会に出席し、審査結果の説明を行いました。さらに、関西電力高浜発電所(以下「高浜発電所」という。)の原子炉設置変更許可後には、審査結果に関する説明ビデオを作成し、高浜町によりケーブルテレビで公表され、また、原子力規制委員会のウェブサイト公表しました。

中立性の確保については、2012年9月に決定した原子力規制委員会委員の行動規範や外部有識者の選定に当たっての要件等を遵守し、業務を遂行しています。2014年9月19日に新たに委員に就任した田中知委員及び石渡委員についても、就任前直近3年間の寄付等の必要な情報は就任日に公開しました。

透明性の確保については、原子力規制委員会及び各種検討会合等の議事録及び資料の公開に加えインターネット動画サイトによる生中継、委員3人以上が参加する規制に関わる打合せ及び被規制者との面談の概要等の公開、幅広い報道機関に対する積極的な記者会見(原子力規制委員会委員長定例会見は週1回、原子力規制庁定例ブリーフィングは週2回)等を継続し、意思決定の透明性を確保しています。

【第124-1-1】原子力防災体制の充実・強化に伴う組織見直しについて



(2)原子力規制委員会及び内閣府原子力防災担当の体制の見直し

2014年10月14日、政府全体の原子力防災体制の充実・強化のため、地域の原子力防災の充実・強化に係る業務等を原子力規制委員会職員が内閣府職員を併任し実施していた従前の体制が見直され、専任の内閣府政策統括官(原子力防災担当)組織が発足しました。一方で、原子力規制委員会としても従前の放射線防護対策部を廃止し、新しく核セキュリティ・核物質防護、放射線対策等の業務を総括する審議官として、核物質・放射線総括審議官を長官官房に設置し、核物質・放射線総括審議官の下に放射線防護グループを設置しました。

また、2015年1月15日には、原子力発電所周辺地域における緊急時モニタリング体制を充実・強化するため、5人の定員を措置しました。

2015年3月31日現在の定員は964名、2014年度予算は631億7,200万円(補正後)です。

(3)マネジメントシステムの構築

原子力規制委員会は、原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号)の任務を達成するため、原子力利用における安全の確保を図ると同時に、品質、セキュリティ等各種のマネジメント要素を効果的に統合したマネジメントシステムを構築するため、「平成26年度第22回原子力規制委員会(2014年9月3日開催)」において原子力規制委員会マネジメント規程を決定しました。

当該マネジメントシステムの2015年4月1日からの本格運用に向け、「平成26年度第56回原子力規制委員会(平成27年2月12日開催)」において、組織理念に基づく中期目標(2015年4月1日から5年間)を決定し、さらに、「平成27年度第65回原子力規制委員会(2015年3月25日開催)」において、中期目標に基づく「平成27年度重点計画」を決定しました。

(4)国際機関及び諸外国の原子力規制機関との連携・協力

原子力規制委員会は、原子力規制の向上のために、国際機関及び諸外国の原子力規制機関との積極的な連携・協力を図っています。

国際機関との連携については、国際原子力機関(以下「IAEA」という。)や経済協力開発機構/原子力機関(以下「OECD/NEA」という。)の常設委員会(安全基準委員会(CSS)等)を含む各種会議に参加しました。また、IAEA及びOECD/NEA事務局長との意見交換や、IAEAの総合規制評価サービス(IRRS)の受入れを進めるとともに、2015年2月16日から27日

までの間、IAEA国際核物質防護諮問サービス(以下「IPPAS」という。)のミッションを受入れました。

諸外国の原子力規制機関との協力については、国際原子力規制者会議(INRA)、日中韓上級規制者会合(TRM)等へ参加しました。また、各種国際条約に基づく国別報告の作成や各種会合への参加等の活動を行いました。さらに、国際アドバイザーとの意見交換等を通じ、原子力規制に関する経験や知見を積極的に取り入れるよう努めました。

2. 原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施**(1)原子炉等規制法に係る規制制度等の見直し**

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。)に係る規制制度等の見直しについては、2014年7月から作業員の被ばく制限の見直しについて検討を開始しました。また、保安検査の在り方についても、2012年度から引き続き検討を行いました。

さらに、2014年5月12日、原子力規制委員会は、原子力安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会に対し、国内外で発生した事故・トラブル及び海外における規制の動向に係る情報の収集・分析を行い、それを踏まえた原子力規制委員会としての対応の要否について助言を行うことを指示しました。これまでに計4回の合同審査会において審議が行われ、その結果が原子力規制委員会に報告されています。

この他、放射線審議会においては、放射線障害防止の技術的基準に関する法律(昭和33年法律第162号)において、関係行政機関の長からの諮問を受け、放射線障害の防止に関する技術的基準の斉一化に関する審議を行うこととされており、原子力規制委員会において緊急作業時の被ばくに関する規制について検討が始まったことを踏まえ、関係機関から、緊急作業に従事する者の被ばく制限に関する東京電力福島第一原子力発電所の事故時における対応を聴取しました。

(2)全国の原子力施設の審査・検査等の状況

実用発電用原子炉については、原子力規制委員会が2013年7月8日に新規制基準を施行した後、2014年度までに11事業者から15原子力発電所24プラントの新規制基準への対応に係る設置変更許可申請等が提出されました。これらの申請については、原子力規制委員会において了承された方針に基づき厳正かつ適切に審査を行っているところであり、2014年度に審査会合を計113回開催しました。

そのうち、川内原子力発電所1・2号炉、高浜発電所3・4号炉及び伊方発電所3号炉については、発電用原子炉設置変更許可申請書に対する審査の結果の案を取りまとめ、事業者の技術的能力や原子炉の構造、設備に関する審査書案に対する科学的・技術的意見の募集、審査の結果の案に係る経済産業大臣及び原子力委員会への意見聴取を行いました。募集した科学的・技術的意見、経済産業大臣及び原子力委員会からの回答を踏まえて審議した結果、川内原子力発電所1・2号炉に対しては「平成26年度第23回原子力規制委員会(2014年9月10日開催)」において、高浜発電所3・4号炉に対しては「平成26年度第56回原子力規制委員会(2015年2月12日開催)」において、設置変更許可処分を行いました。また、川内原子力発電所1号炉については、「平成26年度第63回原子力規制委員会(2015年3月18日開催)」において、川内原子力発電所2号炉については、2015年5月22日付けで、工事計画の認可を行いました。加えて、川内原子力発電所については、「平成27年度第10回原子力規制委員会(2015年5月27日開催)」において、保安規定変更認可処分を行いました。さらに、川内原子力発電所1号炉については、2015年3月19日に使用前検査申請書を受領し、同年3月30日から使用前検査を開始しており、川内原子力発電所2号炉についても同年5月25日に使用前検査申請書を受領しました。

また、特定重大事故等対処施設の設置に係る設置変更許可について、3事業者3原子力発電所6プラントに係る申請書が提出されました。これらの申請についても、厳正かつ適切に審査を進めました。

核燃料施設等については、原子力規制委員会が2013年12月18日に新規制基準を施行した後、2014年度までに8事業者から19施設の事業変更許可申請等が提出されました。これらの申請について、原子力規制委員会において了承された方針に基づき厳正かつ適切に審査を行っているところであり、2014年度に、再処理施設(日本原燃株式会社再処理事業所)及びMOX燃料加工施設(日本原燃株式会社再処理事業所)については、原子力規制委員会委員が原則として出席する審査会合を、ウラン燃料加工施設(日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所等)及び試験研究炉(独立行政法人日本原子力研究用原子炉施設(JRR-3)等)については原子力規制庁が原則として行う審査会合を計40回開催しました。

このほかに、原子力規制委員会は、原子炉等規制法等に基づき、加工施設、試験研究炉等原子炉施設、実用発電用原子炉施設、研究開発段階発電用原子炉

施設(もんじゅ、ふげん)、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設、核燃料物質使用施設及び核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄・運搬等に関する必要な規制を行っています。また、原子力規制委員会では、原子力施設近傍に原子力規制事務所(全22か所)を設置し、原子力保安検査官等を配置しています。そして、現地駐在の原子力保安検査官を中心に、それぞれの原子力施設を対象に、定期的に保安規定の遵守状況等の検査(保安検査)を実施しているほか、発電用原子炉施設においては、発電用原子炉設置者が行う安全確保上重要な行為等に対する保安検査等を実施するとともに、日々の原子力施設の巡視、運転状況の聴取、定例試験への立会い等を行っています。

(3)原子力発電所敷地内破砕帯の調査

旧原子力安全・保安院での検討において、発電所敷地内の破砕帯の追加調査が必要とされた6つの発電所について、関係学会から推薦を受けた有識者で構成する会合を開催し、現地調査と評価を実施しています。2014年度においては、評価が終了した関西電力大飯発電所以外の5つのサイト(日本原子力発電敦賀発電所、東北電力東通原子力発電所、日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ、関西電力美浜発電所及び北陸電力志賀原子力発電所)について、19回の評価会合等を実施しました。日本原子力発電敦賀発電所について、有識者会合は、評価書を取りまとめ、2015年3月25日に原子力規制委員会に報告し終了しました。また、東北電力東通原子力発電所については、評価書を取りまとめ、同年3月25日に原子力規制委員会に報告し終了しました。

(4)放射性同位元素等による放射線障害の防止

原子力規制委員会では、放射性同位元素等の放射線利用による放射線障害を防止するため、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)に基づき、許可使用者等について、放射性同位元素の使用、販売、賃貸、廃棄その他の取扱い、放射線発生装置の使用及び放射性汚染物の廃棄その他の取扱いに関する規制を行っています。2014年度において、放射線同位元素等の使用について新規に39件の許可を厳正かつ適切に行いました。

(5)安全文化醸成への取組

原子力規制委員会では、我が国全体としての安全文化の浸透とその基礎に立った安全性向上に関する

取組の促進を図るため、1か月に1回程度の頻度で、原子力事業者の経営責任者と意見交換を行うこととしています。第1回の意見交換は、2014年10月29日に九州電力株式会社の取締役社長と実施し、以降、四国電力株式会社、関西電力株式会社、北海道電力株式会社、東京電力株式会社及び中部電力株式会社の経営責任者との間で意見交換を行いました。

3. 東京電力福島第一原子力発電所の 廃炉に向けた取組の監視等

(1) 中期的リスクの低減目標マップ

東京電力福島第一原子力発電所は、事故発生当初の応急処置を次々と実施する状態から、廃炉に向けた計画的な取組を活動の中心にしよう状態に移行しつつあります。安全上の観点からの優先順位を明確にするとともに、完了した措置と更なる取組を要する措置が分かるようにすることを目的として、中期的リスクの低減目標マップ(2015年2月版)が「平成26年度第57回原子力規制委員会(2015年2月18日開催)」において決定されました。当該低減目標マップでは、優先的に解決すべき事項を抽出し、完了の見通しなどの時間軸を用いた整理が行われています。今後、当該低減目標マップを定期的に見直し、目標の達成状況の評価を行うこととしています。

(2) 特定原子力施設に係る実施計画の認可・検査等

原子力規制委員会は、施設の状況に応じた適切な方法による管理を行うため、2012年に東京電力福島第一原子力発電所を「特定原子力施設」に指定するとともに、東京電力株式会社に当該発電用原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護のために措置を講ずべき事項を示しました。その後、措置を講ずべき事項に基づき策定した「東京電力福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画」(以下「実施計画」という。)の認可申請を受理し、留意事項を示した上で2013年にこれを認可しました。作業の進捗状況に応じ、2014年度に38件の実施計画の変更を認可しました。主な実施計画の変更認可等は以下のとおりです。

① 凍土方式遮水壁工事について

2014年3月7日、建屋への地下水流入を抑制するための凍土方式遮水壁による対策に関する実施計画の変更認可申請が提出されました。同申請については、第19回から第23回までの特定原子力施設監視・評価検討会における議論を踏まえ、同年9月17日付けで

認可を行いました。また、2015年4月9日に東京電力株式会社より提出された陸側遮水壁の試験凍結に係る実施計画の変更認可申請については、想定以上の水位低下があった場合、凍結を休止するなど、建屋周辺の地下水位に影響を与えない対策等を確認し、同年4月28日付けで認可を行いました。

② 敷地境界における実効線量(評価値)の変更等の認可について

原子力規制委員会は、東京電力福島第一原子力発電所の敷地境界における実効線量(評価値)が、2013年4月以降1mSv/年未滿を大幅に超過していることから、2014年2月に実効線量(評価値)の制限を達成する時期の明確化等を含む実施計画の変更を東京電力株式会社に指示していました。上記を踏まえ、同年3月26日及び6月20日、東京電力株式会社は敷地境界における実効線量(評価値)を2015年3月末までに2mSv/年未滿、2016年3月末までに1mSv/年未滿とする方針等を含む実施計画の変更認可申請(2013年12月18日付申請)の一部補正を提出しました。同申請については、「平成26年度第14回原子力規制委員会(2014年6月25日開催)」においてこれを確認し、2014年6月25日付けで認可しました。

実施計画の遵守状況については、現地に駐在する保安検査官による日常的な巡視活動のほか、保安検査、使用前検査、溶接検査などにより、東京電力株式会社の取組を監視しています。

東京電力株式会社は、2014年8月27日に認可した増設多核種除去設備の試験設備を含め7つの設備を使用して滞留水の処理を進め、RO濃縮水貯槽(直接線・スカイシャイン線)に係る実効線量を、9.19mSv/年(2014年3月17日時点)から0.9mSv/年(2015年3月末評価値)に低減させる見込となる簡易評価結果を2015年3月31日に原子力規制委員会に提出しました。その後、0.56mSv/年(2015年3月末評価値)になったとする詳細評価結果を同年6月8日に原子力規制委員会に提出しました。

現在、原子力規制委員会では、当該申請の評価を行っています。

(3) 事故の分析

東京電力福島第一原子力発電所の事故についての継続的な分析は、原子力規制委員会の重要な所掌事務の1つであり、「東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会」における議論、現地調査等を踏まえ、「平成26年度第31回原子力規制委員会(2014年10月8日開催)」において、中間報告書

を取りまとめました。中間報告書では、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会（以下「国会事故調」という。）や東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会等の報告書において提起されている様々な課題、未解明事項などのうち、まずは、国会事故調報告書において、未解明問題として規制機関に対し実証的な調査が求められている事項（1号機原子炉建屋4階における出水や4号機原子炉建屋の水素爆発等の7項目）を対象に原子力規制委員会の見解を取りまとめました。今後も、中長期にわたる原子炉内の調査結果なども踏まえ、引き続き技術的な側面から調査を進めていくこととしています。

4. 原子力規制等に関する技術・人材の基盤の構築

(1) 原子炉等規制法に係る規制基準等の見直し

原子力規制委員会は、東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、事故の教訓や最新の技術的知見、IAEA等の国際機関の定める規制基準を含む海外の規制動向を踏まえて、2013年7月に発電用原子炉施設の新規制基準等を施行し、同年12月に再処理施設の新規制基準等を施行しました。これらの規制基準（解釈・ガイド等を含む）については最新の科学的・技術的知見等を踏まえて、継続的に改善することとしています。

2014年度においては、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈の改正、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈の改正など必要な見直しを実施しました。

(2) 原子力安全研究の推進

原子力規制委員会では、世界で最も高いレベルの原子力規制を実現するため、原子力安全を継続的に改善していくための課題に対応した安全研究を実現し、科学的・技術的知見を蓄積していくこととしています。

このため、原子力規制委員会は、「原子力規制委員会における安全研究について」（2013年9月25日原子力規制委員会）を取りまとめ、原子力規制委員会における安全研究として実施すべき研究分野を特定し、これに基づき、国内外の研究機関と連携した安全研究を実施しています。安全研究の成果として、2014年度においては、規制基準、各種ガイド類並びに審査及び検査における判断のための技術的基礎・実験データ等を取りまとめた3件の「NRA技術報告」を公表するとともに、17件の論文投稿、47件の学会発表を行いました。

(3) 人材の確保・専門性の向上

実効ある規制事務を遂行するためには、原子力規制委員会の高度な専門的技術的判断を支える専門性を有する人材を確保するとともに、その専門性の更なる向上に継続的に取り組んでいくことが不可欠です。

人材の確保については、新規採用に加えて行政職や研究職を対象とした実務経験者の採用を累次にわたり実施しました。

また、専門性向上の取組として、職員の人材育成に係る基本理念や人材育成の施策の大半を明確にするため、「平成26年度第14回原子力規制委員会（2014年6月25日開催）」において、「原子力規制委員会職員の人材育成の基本方針」を決定し、さらに、当該基本方針に定められた人材育成に係る施策の進め方として、「職員の人材育成に係る施策の進め方について」が、「平成26年度第22回原子力規制委員会（2014年9月3日開催）」において承認されました。当該基本方針等に基づき、職員の力量向上に向け、知識管理・技術伝承の取組や、研修用プラントシミュレータの開発・整備等を開始しました。また、職員向けに各種研修プログラムを設け、原子力規制に関する専門研修等を計画的に実施しました。

5. 核セキュリティ対策の強化及び保障措置の着実な実施

(1) 核セキュリティに係る取組

核セキュリティにおける主要課題への対応に関しては、2013年7月より、核セキュリティに関する検討会において、個人の信頼性確認制度、輸送時の核セキュリティ対策並びに放射性物質及び関連施設に係る核セキュリティといった個別課題の具体的検討を進めるため、それぞれの課題を取り扱うワーキンググループを開催して検討を行っています。

核セキュリティ文化を醸成する取組として、原子力規制委員が、事業者経営層に対する直接の説明や面談を行い、核セキュリティ文化醸成活動への経営層の関与について意識の強化を図りました。また、原子力規制委員会の組織理念に基づき、原子力規制組織として原子力規制委員会における核セキュリティ文化の醸成、維持を図るための指針として「核セキュリティ文化に関する行動指針」を「平成26年度第50回原子力規制委員会（2015年1月14日開催）」において決定しました。

国際的要請への対応としては、2014年1月、IAEAに対し国際核物質防護諮問サービス（IPPAS）のミッション受入れの正式要請を行い、同年6月30日及び

7月1日の公式事前準備会合を経て、2015年2月16日から27日までの間、IPPASのミッションを受け入れました。原子力規制委員会は、今後最終的に示される正式報告書の勧告事項や助言事項について、必要に応じ関係省庁と協議しつつ精査・検討し、既存の取組の継続的な改善の一環として適切な措置を講じることとしています。

また、2005年に採択された核物質の防護に関する条約の改正の締結のため、国内担保法である、放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（放射線発散処罰法）の一部を改正する法律（平成26年法律第25号）が第186回国会で可決されました。さらに、我が国は、2014年6月28日にIAEA本部において、核物質の防護に関する条約の改正の受諾書をIAEA事務局長に寄託しました。許認可等については、2014年度において、核物質防護規定の変更の認可を56件、厳正かつ適切に行いました。また、独立行政法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所及び中部電力浜岡原子力発電所において核物質防護規定遵守義務違反が認められたため、それぞれ、2014年9月12日及び2015年1月30日に文書により厳重に注意するとともに、再発防止を求めました。

(2) 保障措置に係る取組

原子力規制委員会は、日・IAEA保障措置協定及び追加議定書に基づき、我が国の核物質が核兵器などに転用されていないことの確認をIAEAから受けるため、①原子力施設や大学などが保有する全ての核

物質の在庫量等を取りまとめてIAEAに報告し、②その報告内容が正確かつ完全であることをIAEAが現場で確認をするための査察等への対応を行い、これらの活動を通じて国際社会における我が国の原子力の平和利用への信用の維持に努めています。なお、東京電力福島第一原子力発電所においても、廃炉作業の進捗に合わせた保障措置活動を行っています。

また、2014年6月20日にIAEAより公表された「2013年版保障措置声明」においても、我が国に対しては、2004年以降継続して「全ての核物質が平和的利用の範囲にあると見なされる（拡大結論）」との評価がなされています。

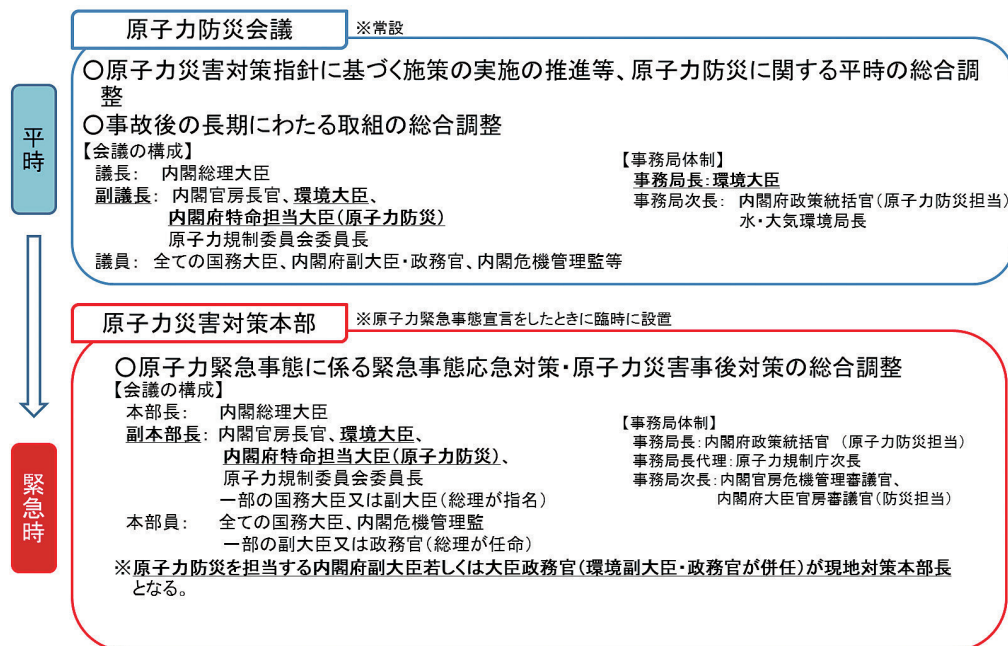
6. 原子力災害対策及び放射線モニタリングの充実

(1) 原子力災害対策に係る取組

2012年9月19日の原子力規制委員会の設置に合わせ、原子力基本法（昭和30年法律第186号）、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）等の関連法令が改正され、政府の新たな原子力災害対策の枠組みが構築されました。

2014年10月14日には、内閣府政策統括官（原子力防災担当）組織が発足し、これまで原子力規制庁が担うこととなっていた原子力災害対策本部の事務局は内閣府政策統括官（原子力防災担当）組織が担うこととなりました。現在の原子力防災体制については、下の図のとおりとなっています。

【第124-6-1】原子力防災体制について



また、原子力災害対策特別措置法では、原子力規制委員会は、事業者、国、地方自治体等による原子力災害対策の円滑な実施を確保するため、原子力災害対策指針を定めることとされています。このため、原子力規制委員会においては、2012年10月に同指針を策定し、2012年度に1度、2013年度に2度の改定を行いました。また、2014年10月以降は、原子力災害事前対策等に関する検討チームを開催し、同指針に挙げられた課題である東京電力福島第一原子力発電所に係る原子力災害対策、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）外におけるプルーム通過時の防護措置実施の範囲及び判断基準について検討を行いました。検討結果を踏まえた指針の改定案について、2015年3月に取りまとめ、パブリックコメントを実施しました。

(2)緊急時対応への取組

原子力規制委員会は、原子力災害対策特別措置法に基づき実施される原子力事業者防災訓練について、2013年度から、原子力事業者防災訓練報告会を開催し、当該訓練の評価を行っています。2014年度の報告会においては、前年度に抽出された共通の課題への取組状況や今後の課題等について、原子力事業者と意見交換を行い、前年度よりも訓練が充実してきていることを確認しました。

また、原子力規制庁として原子力事業者防災訓練に参加し、原子力規制庁緊急時対応センターと原子力施設事態即応センターとのより幅広い情報共有の在り方を追求するなど、緊急時対応能力の向上に向けて改善を図っています。原子力規制委員会としての危機管理に係る取組としては、2014年10月14日の内閣府及び原子力規制委員会の組織改編に伴い、原子力災害対策マニュアルを改正する等、必要な体制整備を行いました。また、宿日直簡易チェックリストの作成や実務研修の実施を通じて、原子力規制委員会初動対応マニュアルに基づく初動対応能力の維持向上に努めています。

さらに、2014年11月2日及び3日に行われた、北陸電力志賀原子力発電所を対象とした、国、地方公共団体、原子力事業者等が一体となって実施する原子力総合防災訓練に、原子力規制委員会も関係省庁の1つとして参加しました。今回の訓練は、内閣府政策統括官(原子力防災担当)組織発足後初めての訓練であり、内閣府政策統括官(原子力防災担当)組織と原子力規制委員会との連携を確認しました。

(3)放射線モニタリングの充実

原子力災害対策指針に基づく実効性のある緊急時モニタリングを行うために、原子力規制庁は、2014年6月12日に「緊急時モニタリング計画作成要領」を、同年10月29日には、「緊急時モニタリングセンター設置要領」を作成しました。また、原子力規制委員会は、2015年1月21日に「緊急時モニタリングに係る動員計画」を策定する等、緊急時モニタリング体制の充実・強化を行いました。さらに、原子力発電所周辺地域における緊急時モニタリング体制の充実・強化のため、地方放射線モニタリング対策官事務所を新たに茨城県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県及び福井県大飯・高浜地域に設置しました。

また、原子力規制委員会では、政府が定めた「総合モニタリング計画」（2011年8月2日モニタリング調整会議決定、2014年4月1日改定）に基づき、東京電力福島第一原子力発電所の事故に係るモニタリングとして、福島県全域の環境一般モニタリング、東京電力福島第一原子力発電所周辺海域及び東京湾のモニタリング、全国的な空間線量率のモニタリング等を実施し、解析結果を毎週、公表しています。2014年11月には、IAEA環境研究所の専門家が来日し、原子力規制庁と共同で東京電力福島第一原子力発電所近海の海水を採取し、日本のデータの信頼性が高いことを確認しました。

このほか、原子力発電施設等の周辺地域における放射線の影響及び全国的环境放射能水準を調査するため、全国47都道府県における環境放射能水準調査、原子力発電所等周辺海域（全16海域）における海水等の放射能分析、原子力発電施設等の立地・隣接道府県（24道府県）が実施する放射能調査等の支援を行いました。そのほか、地方公共団体のモニタリング従事者向け研修の実施や、米国原子力艦寄港に係る放射能調査を着実に実施しました。

(4)事故・故障等

原子炉等規制法では、原子力事業者等に対し原子力施設等で発生した事故・故障等について原子力規制委員会に報告することを義務付けています。2014度に受けた報告は、原子力事業者等から6件、放射線同位元素等取扱事業者から2件でした。